

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

令和4年10月5日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。
愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 853 円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県(地域別)最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(☎089-935-5205)又は松山(☎089-917-5250)・新居浜(☎0897-37-0151)・今治(☎0898-32-4560)・八幡浜(☎0894-22-1750)・宇和島(☎0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！
事業場内最低賃金を引き上げる場合の
助成制度があります。
詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度 

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

※この表を職場に掲示してください。

◎地域別最低賃金

件名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
愛媛県最低賃金	令和4年 10月5日	円 853	県内すべての労働者に適用されます。 〔特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。〕

◎特定最低賃金

産業名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
パルプ、紙製造業	令和4年 12月25日	円 977	特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 〔適用除外〕 (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和4年 12月25日	円 963	特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜きの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和4年 12月25日	円 947	特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和4年 12月25日	円 985	特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和4年 12月25日	円 854	各種商品小売業とは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いざれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 〔適用除外〕 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰めの業務に主として従事する者

- (注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。
2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。
3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせください。 愛媛労働局 労働基準部 賃金室 ☎089-935-5205
松山労働基準監督署 ☎089-917-5250 新居浜労働基準監督署 ☎0897-37-0151
今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 ☎0894-22-1750
宇和島労働基準監督署 ☎0895-22-4655

ウェブで最低賃金がチェックできます。
最低賃金制度 
最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>